（個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この政令の施行の際現に整備法第五十条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下この条において「新個人情報保護法」という。）第二条第八項に規定する行政機関が保有している新個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルについての第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律施行令（次項及び次条において「新個人情報保護法施行令」という。）第十九条第一項の規定の適用については、同項第一号中「予定年月日」とあるのは、「年月日」とする。

２　この政令の施行の際現に新個人情報保護法第二条第十一項に規定する行政機関等が保有している新個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルについての新個人情報保護法施行令第二十条第一項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令（令和三年政令第二百九十二号）の施行後遅滞なく」とする。

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令の廃止に伴う経過措置）

第三条　この政令の施行の際現に第二条第一号の規定による廃止前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（以下この条において「旧行政機関個人情報保護法施行令」という。）第二十六条第一項又は第二項の規定により行政機関の長がその所掌に係る権限又は事務を当該行政機関の職員に委任している場合における当該権限又は事務は、新個人情報保護法施行令第三十条第一項又は第二項の規定により当該職員に委任したものとみなす。この場合において、この政令の施行前にされた当該職員に係る旧行政機関個人情報保護法施行令第二十六条第三項の規定による公示は、新個人情報保護法施行令第三十条第三項の規定によりされた公示とみなす。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　整備法第五十条施行日前の整備法附則第二条の規定による廃止前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。次条において「旧行政機関個人情報保護法」という。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号。次条において「旧独立行政法人等個人情報保護法」という。）に係る公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）第二条第三項第一号に掲げる犯罪行為の事実については、なお従前の例による。

（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　旧行政機関個人情報保護法又は旧独立行政法人等個人情報保護法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者に係る医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第八条第三項第一号（同法第十条第七項（同法第二十九条において準用する場合を含む。）及び第二十九条において準用する場合を含む。）に掲げる基準については、なお従前の例による。

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

第六条　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二及び第三十条の八の二第一項中「第二十九条の二」を「第三十条」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
法務大臣　古川　禎久
文部科学大臣　末松　信介
厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百九十三号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一のうち一　大使館の表アジアの項中「

607,400	586,700	555,600	503,900	452,200	400,400	359,000	338,300	317,600	297,000

」を「

473,700	426,200	378,800	340,800	321,800	302,800	283,800	268,000	253,200	239,000

」に改め、同表中南米の項中「

832,200	734,800	656,800	617,800	578,800	539,900	501,000	462,100	423,200	384,300

」を「

1,110,000	1,070,000	1,008,500	974,200	922,700	836,800	751,000	665,100	596,400	527,700

」に、「

562,100	527,700	493,400	477,400	424,000	370,600	327,800	306,400	285,100	263,700

」を「

400,400	351,200	311,800	292,100	272,400	252,700	233,000	213,300	193,600	173,900

」に改め、同表中東の項中「

465,500	426,100	394,600	378,900	363,100	347,400	331,600	315,900	300,200	284,400

」を「

560,000	540,000	520,500	507,300	487,500	454,400	421,400	388,300	361,900	335,400

」に改め、同表アフリカの項中「

348,600	335,400	322,200	309,000	295,800	282,600	269,400	256,200	243,000	229,800

」を「

700,000	671,600	652,600	624,100	576,700	529,300	481,900	443,900	424,900	405,900

」に、「

406,000	387,000	368,000	349,000	330,000	311,000	292,000	273,000	254,000	235,000

」を「

601,000	557,300	513,600	469,800	434,800	417,300	399,800	382,400	364,900	347,500

」に、「ナイ